荀子の弁証法的・史的唯物論

Dialectical and Historical Materialism of Xúnzi

Yoshihiro MATSUO

松

(一九九六年十月三日 受理

はじめこ

う反面の憾みを持つ。う反面の憾みを持つ。で統的な手法は、その門に入らなければ概念が判然としないといれない。しかし、中国独特の思想を同じ範畴の用語で説明するとい代哲学用語で解説することは、必ずしも妥当なことではないかも知中国の思想、とりわけ先秦時代のいわゆる諸子百家の思想を、現

態にでもなれば、ことは重大である。的に帰結づけることにのみ急で、揚句のはてにその真価を見失う事的に帰結づけることにのみ急で、揚句のはてにその真価を見失う事者子のような特異な大儒を、いたずらに儒家だ法家だと身びいき

待できない。言い換えると、荀子の思想は現代哲学用語、なかんずとしての本質は、伝統的な枠内に止まっている限り十分な解明は期これまで少なからぬ先達が指摘するように、荀子の唯物論哲学者

もあるといえるだろう。のようにして顕彰することが、中国思想研究者に課せられた任務でのようにして顕彰することが、中国思想研究者に課せられた任務でく唯物弁証法の諸術語を使ってこそ遺憾なく説明できる。また、そ

いがと危惧するのである。 ところで、最近、多くの中国思想研究者が、荀子は「朴素」唯物ところで、最近、多くの中国思想研究者が、荀子は「朴素」唯物ところで、最近、多くの中国思想研究者が、荀子は「朴素」唯物ところで、最近、多くの中国思想研究者が、一時代の情報を受ける中で、生産力や生産関係、人間の身体構造あるでいるという意味なら、むしろそれは言わずもがなのことであろう。それより、「素朴」なという評価を与えた研究者自身に実は唯物論それより、「素朴」なという評価を与えた研究者自身に実は唯物論を引がいるという意味なら、むしろそれは言わずもがなのことであろう。といるという言味なら、むしろそれは言わずもがなのことである。

奴隷制から封建制へ移行する大動乱の時期に、なぜ荀子のような

古今無双の唯物論哲学者が突然変異の如く出現したのであろうか。古今無双の唯物論哲学者が突然変異の如く出現したのであろうか。古今無双の唯物論哲学者が突然変異の如く出現したのである。だめに示すように、荀子は当時の総じて観念論哲学の所産である諸類取し止揚した結果の賜物といわねばなるまい。「非十二子」が象思想を否定の法則で捉え、自らの〝こやし〟としながらコペルニク思想を否定の法則で捉え、自らの〝こやし〟としながらコペルニク思想を否定の法則で捉え、自らの〝こやし〟としながらコペルニク思想を否定の法則で捉え、自らの〝こやし〟としながらコペルニク思想を否定の法則で捉え、自らの〝こやし〟としながらコペルニクス的転回を遂げ、唯物論哲学の世界を構築していったのである。古来、荀子ほど評価の定まらぬ、というより毀誉褒貶の激しい思想を否定の法則で捉え、自らの〝こやし〟としながらコペルニクス的転回を遂げ、唯物論哲学の世界を構築していったのである。古来、荀子ほど評価の定まらぬ、というより毀誉褒貶の激しい思想を否定の法則である。だが考していると言えるのではなかろうか。古今無対のである。

「正名」をめぐって

「正名」と言えばすぐ念頭に浮かぶのが、孔子の正名論である。

(傍点筆者、以下同じ) 子四、「衛君待子而為政、子将奚先。」 「傍点筆者、以下同じ) 子路回「衛君待子而為政、子将奚先。」 「傍点筆者、以下同じ)

孔子は「正名」から始めると答えた。ば、どういうことから改革に着手なさいますかと問う子路に対して、に孔子がそういう状態の衛国に招かれて政治を任されることになれ臣・父子の間の名分・秩序が混乱の極に達していたのである。かりこのころ、衛の国では王位継承をめぐって内紛が続いていた。君

聖者 観的観念論者〟という呼び方を進呈しておこうと思う。この呼び方 明儒の「正君志」というスローガンにまで辿りつき、わが国でもあ 継がれ、ついに「我亦欲正人心、息邪説、距詖行、放淫辞、以承三 ず孔子を〝客観的観念論者〟と呼ぶことを提案しておこう。 六)」や「子不語怪力乱神。(述而第七)」などと勘案して、 所以を、実は直弟子の子路がその場で言いあてているのである。 というほど明確な形ではないが、これが観念論の先駆となっている て銘とすべきであろう。そういうわけで、孟子に対してはここで、主 る時期その名の下に「天誅!」という語と行動が横行したことを以 '先生のお考えは何と現実離れしていること (子之迂也)」と。 この、名と実の本末転倒した思惟方法は、亜聖孟子に忠実に引き 孔子が基本的に天命論者であることと、「敬鬼神而遠之。 「はじめに言葉あり。言葉は神とともにあり。言葉は神なりき~」。 (膝文公下)(w)。」という次元にまで到達する。 更にそれは宋 (雍也第 ひとま

と評論されている事実からも傍証できることである。 によって孟子のものの考え方が「迂遠而闊於事情 が不当でない所以は、 前述の子路の発言と同じく、当時の多くの人 (史記その他)(4)

なされた主張なのである。 に鑑み、正当な名辞と弁説によって世の静穏を取り戻そうと図って しい名」すなわち「正当な(使い方を期すべき)名称」の謂である。 これに対し、荀子が正名篇第二十二でいうところの「正名」は「正 正名篇は、当時の公孫龍・恵施・墨翟・宋鈃の徒が名辞を混乱さ 邪説・僻言・奇辞・怪説を振り回して民衆を眩惑していた事態

担ぎ出したものであろう。何となれば、どれほど有能な人間である ために「名」を命名し、ことばを創り出したと考えているのである。 習慣として出来あがるものと考えていた。従って、「名」は誰かが、 基本的に人民大衆が約束ごととして使っているうちに、次第に風俗 う理由は、 基本理念に反する。第二に、それが行論の便宜上の設定であるとい りすることができるであろうか。第一、それは先の「約定俗成」の これは恐らく、行論の便宜上、人民大衆の代表者として王者後王を 換えてよいであろう)が制定し、後王が成就するものと言っている。 ましてや一人の人間が、頭の中からひねり出したものではなく、人 !が現実や物体を前にして、それら事物のちがいを区別し認識する 語に集約できる。荀子は、「名(名称・ことば)」というものは、 荀子の正名論の基調は、「約定俗成 荀子は正名篇で、「名」は王者(後述するように「先王」に言い 一、二の王者なり後王が 荀子は解蔽篇で倉頡が文字を創ったという伝説を引き合 「名」を制定したり完成せしめた (約定まりて俗に成る)(5)

> 結果多くの人民の代表者として伝説上の人物になったのだとその 自を暗示していることからも説明できる。 に出しているが(6)、 その時同時に、それは倉頡が専心努力した

荀子が正名篇で説く「名」と「実」の関係は、「名符其実

(名を

13

その実態に副わせる)」ことである。 間はそれを区別して認識するために命名するのである。決して「名 う孔子流の観念論の立場に立っているのではない。 が先にあり、「名を正す」ことによって現実を改変しようなどと 現実・実体が先にあって、人

弁、 ……実不喩然後命、 故期命弁説也者、 用之大文也、 命不喩然後期、 而王業之始也。 期不喩然後説、 (正名篇) 説不喩然後

る。 の文飾ということができ、王者の大業の第一歩ともなるものである。 するのである。故にこの命・期・説・弁こそは名のはたらきの最大 致させてもまだはっきりしない場合は説話によって意思疎通を図 較照合して整合性を求め、一致することを期す。名称やことばを一 りしないところがあるので、次に実体と名称あるいは名称同士を比 ら事物に命名して区別しようとする。事物に命名してもなおはっき 人間は現実の事物が人間の頭脳ではっきり認識できない時、 それでもまだ不分明な点が残れば弁論を揮ってわかり合おうと それ

知名。名也者、 弁説也者、 名聞而実喩、 不異実名、 所以期累実也。辞也者、 名之用也。 以喩動静之道也。 累而成文、 名之麗也。 兼異実之名、 (同) 用麗俱得、 以論一意也

ものごとの是非善悪をわからせる手段となるものである。人間が名を聞けば実体がわかるというのは、名の競師である。この効用を重ねて文辞を作り上げるというのは、名の麗飾である。この効用を重ねて文辞を作り上げるというのは、名の麗飾である。この効用を動のことの是非善悪をわからせる手段となるものである。この効用を重ねて文辞を作り上げるというのは、名の麗飾である。名

くまで「名符其実」の唯物論の思考なのである。弁証法的に詳論している。そしてその基底に流れているものは、あこのように、荀子は名・辞・説・弁と命・期の関係を理路整然と

をゆき届かせていたか、この一例を以て証となすことができる。 忍び難かったのであろう。 且つ消えていくものもあるわけだから、「先王」とのみ限定するに なお荀子の思惑を肘度すれば「名」はいつの時代にも新しく発生し その意味で、ここの「王者」は「先王」に言い換え可能であるが、 た 大衆の間でもまれて次第に名実合致した正当な名に完成されていっ 自然発生的に人類の間に出来あがり(王者之制名)、 王」「王者」を持ち出したこと先述した通りである。「名」は古代に を制定する)」と言っている。いずれにしても、説明の便の為に「後 名を成就する)」といい、 補足すれば、荀子は正名篇第一節冒頭で、「後王之成名 (後王之成名)。荀子はそれを「約定俗成」という語で説明する。 同 一節冒頭では、「王者之制名(王者が名 -荀子がどれほど論の細部にまで神経 時を経て人民 (後王が

るといえないだろうか。

中的唯物論・弁証法的唯物論の分析手法をとることが要求されている。荀子の思想を読み解く側に、荀子の思惟方法に即して徹底した観点は一貫して唯物論の立場であることは疑いえないところである時に渡り、荀子の博学ぶりを示して余りあるものがあるが、そのる認識を深めるべく論を展開しているのである。その論は詳細かつ

「先王・後王」をめぐって

荀子の哲学は、万物を変化の相で捉えることから出発する。

天地合而万物生、陰陽接而変化起。(礼論篇

ていることだ。の運動として捉え、超自然の精神力が主宰するものではないと考えの運動として捉え、超自然の精神力が主宰するものではないと考えここで大切なことは、荀子は万物の変化の原因を事物の内部矛盾万物が変化する原因は、天地が合し陰陽が接した結果である。

知其所以成、莫知其無形、夫是之謂天功。(天論篇)得其和以生、各得其養以成。不見其事而見其功、夫是之謂神、皆列星随旋、日月遞炤、四時代御、陰陽大化、風雨博施、万物各

たる。宇宙の万物は各々その自然の調を得て発生し、各々その養育る代る去来し、陰陽二気は大いなる変化を起し、風雨は遍くゆきわ多くの星は相随ってめぐり、日月は代る代る照り、春夏秋冬は代

表現し、

な論をふり回しているさまを「乱正名(正名を乱している) ⑺」と

当時の邪説僻言をなす士が恣意的に「名」を弄び、

かかる混乱を除去する一方策として、「正しい名」に対す

自然のはたらきと言う。の現象以前の無形の力を知ることはできない。これを天功すなわち人間はその現象として生成した結果の形を知ることはできるが、そ果だけは見てとることができる。これを神(精妙)というのである。を得て成長する。このように、その働きは目に見えないが、その効

作用・動機を言っていることは明白である。はたらきを指しているのである。つまり、物質自然界内部の変化のなく、人間の目には結果としてしか見てとることのできない自然のここで言う「神」とは、決して超自然的精神を指しているのでは

天職既立、天功既成、形具而神生、好悪喜怒哀楽蔵焉、夫是之以類行雑、以一行万。始則終、終則始、若環之無端也。(王制篇)

謂天情。(天論篇)

がないように、無限に物事は進んで行くのである。事象を処理する。始まれば終り、終れば始まって、恰も円い環の端続類によって雑多な諸問題に対処し、根本たる道によって万般の

が妥当であろう。 が妥当である。 ではない、たとえ聖人になったからとて は、学哲修養に終局はない、たとえ聖人になったからとて は、学での発展として考えていたとみなければならな が妥当であろう。

であるが、人間も万物の一としてその形体が具わると精妙な働きが天の職分が確立し天の功業が達成されると、万物悉く発生するの

わち自然の感情という。生じ、好悪喜怒哀楽の情が内蔵されることになる。これを天情すな

電子のこの「形具而神生」という表現には、人間の形体と精神の を観的観念論につきつけたアンチ・テーゼとしての荀子の自然観いを観いでする。 を子や荘子のいう「道は天地に先んじて生ず^(®)」 できれている。 を子や荘子のいう「道は天地に先んじて生ず^(®)」 の客観的観念論につきつけたアンチ・テーゼとしての荀子の自然観の を観が明白には存在しえずかつ形体 という表現には、人間の形体と精神の

則凶。(天論篇) 天行有常。不為尭存、不為桀亡。応之以理、則吉。応之以乱、

ない単なる循環運動論であった。 変化の中に常道があるというこの弁証法論理こそ、荀子が多くの変化の中に常道があるというこの音であるという老子の単なる「復帰」論(®)。*変化、の面のみを重点があるという老子の単なる「復帰」論(®)。*変化、の面のみを重点があるという老子の単なる「復帰」論(®)。*変化、の面のみを重点があるというとの発証法論理こそ、荀子が多くの変化の中に常道があるというこの弁証法論理こそ、荀子が多くの変化の中に常道があるというこの弁証法論理にそ、荀子が多くの変化の中に常道があるというこの弁証法論理にそ、荀子が多くの

万物は変化してやまないもの、しかもそれは螺旋状に発展してゆくものであるが、変化発展してやまない人間社会の中にあって変らないともあるが、変化発展してやまない人間社会の中にあって変らないとのであるが、変化発展してやまない人間社会の中にあって変らないが、それこそは人行の常道、道、であり、具体的には、礼、ないしず、それこそは人行の常道、道、であり、具体的には、礼、ないしず、それこそは人行の常道、道、であり、具体的には、社、ないしての方法、だったのではなかろうか(音)。

しよう。有名な「守株待兎」の出典箇所から探ることにする。そこで、韓非子の歴史観から逆に荀子のそれを照射してみることに韓非は、当然のことながら師荀子の革新的学統を受け継いでいる。

腥臊、 必為新聖笑矣。 鑽燧於夏后氏之世者、必為鯀・禹笑矣。有決瀆於殷・周之世者、 而鯀、 必為湯・武笑矣。然則今美尭・舜・湯・武、禹之道於当今之世者、 木為巣以避群害、而民悦之、使王天下、号曰有巣氏。民食果蓏蜯 上古之世、 腥臊悪臭而傷害腹胃、民多疾病。有聖人作、 〔守株待兎〕 而民説之、使王天下、号之曰燧人氏。中古之世、天下大水、 禹決瀆。近古之世、桀・紂暴乱、 人民少而禽獣衆、 是以聖人不期修古、不法常可、 今欲以先王之政、治当時之民、皆守株之類也。 人民不勝禽獸虫蛇。 而湯、 論世之事、 武征伐。今有搆木 鑽燧取火、以化 有聖人作、 因為之 搆

世へと発展的に流れている。当然、生活様式や生産手段も進化する。人間の歴史は、上古之世から中古之世、更に近古之世から当今之

とする王は、必ずや新聖つまり後王の笑い者になるだろう。を忘れて現実を直視せず、徒らに先王の「古」や「常可」に法ろうるが、それなりに「王」とみなされる。但し、この歴史の発展法則く。リーダーの中には、時として暗愚暴虐な者が輩出することもあ人民はその時代ごとに有能な人物を自分達のリーダーとして推し戴

金科玉条に変身してしまう。韓非は「案株待兎」の寓話で、儒家のうと、「修古を期す」が旧套墨守に、「常可に法る」が融通性のないてのそれは、いわゆる尭・舜・禹など古聖王(先王)の道であり、てのそれは、いわゆる尭・舜・禹など古聖王(先王)の道であり、「修古(古代の道)」、「常可(常に可とすべきもの)」。儒家にとってのそれは、いわゆる尭・舜・禹など古聖王(先王)の道であり、三綱五常(君臣父子夫婦、仁義礼智信)に統括される人倫道徳(礼)三綱五常(君臣父子夫婦、仁義礼智信)に統括される人倫道徳(礼)であろう。これら秀れた歴史的産物や人類普遍の倫理道徳性を常にであろう。これら秀れた歴史的産物や人類普遍の倫理道徳性を常にであろう。これら秀れた歴史的産物や人類普遍の倫理道徳性を常にであろう。これら秀れた歴史的産物や人類普遍の倫理道徳性を常にであろう。これら表に大き、としめくくったのである。

概観すると、いくつかの重要な事実が浮き彫りにされてくる。語はその半分以下の十四回ほど出現する。いま、それらを列挙してしてみよう。『荀子』の中で、「先王」の語は三十数回、「後王」の以下、荀子が「先王」「後王」に言及した条文をとり出して考察

この頑迷な保守性と教条主義を揶揄し笑いとばしたのである。

(『韓非子』五蠧篇)

功寡く、以て治の綱紀と為す可からず。)

1. 不聞先王之遺言、不知学問之大也。(勧学篇)

(先王の遺言を聞かざれば、学問の大なることを知らざるなり。)

以相安固邪。(栄辱篇) 以相安固邪。(栄辱篇) 2.今以夫先王之道、仁義之統、以相群居、以相持養、以相藩飾、

持養し、以て相藩飾し、以て相安固せんか。)(今、夫の先王の道、仁義の統を以て、以て相群居し、以て相

3. 況夫先王之道、仁義之統、詩書礼楽之分乎。(同)

(況んや夫の先王の道、仁義の統、詩書礼楽の分をや。)

3 彼固天下之大慮也。(同)

(彼、先王の道 固に天下の大慮なり。)

能不能之分。(同)4.故先王案為之制礼義以分之、使貴賎之等、長幼之差、知賢愚

5.凡言不合先王、不順礼義、謂之姦言、雖弁君子不聴。法先王、の等、長幼の差あらしめ、賢愚・能不能の分を知らしむ。)(故に先王 案 ち之が為に礼義を制して以て之を分かち、貴賎

ち必ず誠の士に非ざるなり。)学者に党しみ、然り而して言を好まず、言を楽しまざるは、則弁なりと雖も君子は聴かざるなり。先王に法り、礼義に順ひ、(凡そ言の先王に合せず、礼義に順はざる、之を姦言と謂ひ、

順礼義、党学者、然而不好言、不楽言、則必非誠士也。(非相篇)

玩び、甚だ察なれども恵ならず、弁なるも用無く、事多くして(先王に法らず、礼義を是とせず、好んで怪説を治め、奇辞を而無用、多事而寡功、不可以為治綱紀。(非十二子篇)6.不法先王、不是礼義、而好治怪説、玩奇辞、甚察而不恵、弁

説、謂之五行。(同)7.略法先王而不知其統、然而猶材劇志大、聞見雑博、案往旧造7.略法

五行と謂ふ。) は材劇にして志は大、聞見雑博、往旧を案じて説を造し、之をは材劇にして志は大、聞見雑博、往旧を案じて説を造し、之を(略先王に法れども其の〔仁義の〕統を知らず、然り而して猶

8. 孫卿子曰、儒者法先王、隆礼義、謹乎臣子、而致貴其上者也。

(儒效篇)

ましめ、其の上を貴ぶことを致す者なり。)(孫卿子曰く、儒者は先王に法り、礼義を隆んにし、臣子を謹

なり。)

9. 先王之道、仁之隆也、比中而行之。曷謂中。曰、礼義是也。 なり。)

法後王而一制度、不知隆礼義而殺詩書。(同)1.逢衣浅帯、解果其冠、略法先王而足乱世術、繆学雑挙、不知

を知らず、礼義を隆んにして詩書を殺することを知らず。)世術を乱すに足り、繆学雑挙し、後王に法りて制度を一にする(〔俗儒は〕逢衣浅帯、其の冠を解裸にし、略先王に法れども

10. 呼先王以欺愚者、而求衣食焉。(同)

(先王を呼び以て愚者を欺きて、衣食を求む。)

身近なことをもって博大深遠なことを推知し、簡明な古代の法(〔大儒は〕先王に則って礼義を統一し、制度を一定し、浅薄11.法先王統礼義、一制度、以浅持博、以古持今、以一持万。(同)

をもって現在の複雑な社会を推知し、一つの根本の道をもって

切の事物を推知する。

12 百家之説、不及先王、則不聴也。(同)

(どんな思想家の説も、 先王の事に言及しなければ、 君子は全

く耳を傾けない。)

13 先王悪其乱也、故制礼義、以分之、使有貧富貴賎之等、 足以

相兼臨者、是養天下之本也。 (王制篇

け、 とができるようにした。これが天下の人民を生養するための根 (先王はその混乱を悪むが故に、礼義を制して種々の階級に分 貧富貴賎の差等を作って、上位者が下位者に互いに臨むこ

14 故先王聖人為之不然。 (富国篇

本である。

(故に先王や聖人が治めるやり方はそうではない。)

15 慶賞以申重之、時其事、 故先王明礼義以壹之、致忠信以愛之、尚賢使能以次之、 経其任、以調斉之、潢然兼覆之、養長 爵服

如保赤子。 (同)

16 然則先王以人之所不欲者賞、而以人之所欲者罰邪、 乱莫大焉。

(正論篇)

17 先王悪其乱也、 故利礼義以分之。 (礼論篇

18 故先王聖人、安為之立中制節、一使足以成文理、 即舎之矣。

同

故先王案以此象之也。

18'

19 先王恐其不文也。(同

20 故先王案為之立文、尊尊親親之議至矣。

(同

21 先王悪其乱也、故制雅頌之声、以道之。 (楽論篇)

> 21' 是先王立楽之方也。 (同)

21" 是先王立楽之術也。 (二出) (同

22 且楽者先生之所以飾喜也、軍旅鉄鉞者先王之所以飾怒也。

(同

22' 先王喜怒皆得其斉焉。 (同

23 先王謹為之文。 (同)

24 先王悪其乱也、 故修其行、正其楽、 而天下順焉。 同

25 故先王貴礼楽而賎邪音。 同

25' 故先王導之以礼楽、而民和睦。 同

26 天下有中、敢直其身、 先王有道、敢行其意。(性悪篇)

27 故尚賢使能、等貴賎、 分親疏、序長幼、此先王之道也。

28 巨 先王之道、 則尭舜已、六貳之博、 則天府已。(大略篇)

(君子篇)

ならないことである。 していう「百王」ないし「王者」とは常に区別して判断しなければ あることから、これら二呼称はほぼ等号で結んで考えてよく、総称 とは、具体的には「先王」の「制定」した「礼義」に法ることと言 必ず「礼義」(或いはそれに類する文、楽など)を、しかもそれを「制 い換えてよいであろう。二つには、「先王」と「聖王」が並挙して すると言っていることである。従って一般的に言われる「法先王」 瞥して分かる事実の一つは、荀子は「先王」を言うとき同時に

としての「先王・後王」の関係としてである(コ)。 と捉えねばならない。即ち、統称(一)としての「百王」と分称(二) もので、この三者はいわゆる『一分為二』の発想で記述されている いうまでもなく、「先王」は以下に挙げる「後王」と対称される

- 之道、後王是也。(不苟篇) 1.故千人万人之情、一人之情是也。天地始者、今日是也。百王 1.故千人万人之情、一人之情是也。天地始者、今日是也。百王
- 1. 君子審後王之道、而論於百王之前、若端拝而議。(同)
- 2. 法後王一制度、隆礼義而殺詩書、(二出) (儒効篇
- 3. 言道徳之求、不二後王。(同)
- 3. 道過三代、謂之蕩、法二後王、謂之不雅。(同)
- 4. 王者之制。道不過三代、法不貳後王。(王制篇)
- 4. 道過三代、謂之蕩。法貳後王、謂之不雅。(同)
- 5. 後王之成名、刑名従商、爵名従周、文名従礼。(正名篇)
- 5.是後王之成名也。(同)
- 5. 後王之成名、不可不察也。(同
- 6. 凡成相、辨法方。至治之極復後王。(成相篇)
- f. 公察善思、論不乱。以治天下、後世法之成律貫。(同)
- 7. 故曰、欲観聖王之跡、則於其粲然者矣、後王是也。(非相篇)
- 7. 彼後王者天下之君也。含後王而道上古、譬之是猶含己之君而

事人之君也。(同)

一知万、以微知明、此之謂也。 則審周道、欲知周道、則審其人所貴君子。故曰、以近知遠、以好.故曰、欲観千歳、則数今日、欲知億万、則審一二、欲知上世、

のから一歩一歩未知の世界へ踏み込んで行く姿勢が、「先王、後王」識を深めていこうとする。7に見るように、身近なはっきりしたもかる実体のあるものをまず確認し、それから類推して知識を広げ認を信用しない。反対に、目で「視」、耳で「聴」き、手にとってわず子は目に見えないもの、実体のないもの、総じて観念的なもの

こにその起点があると言えるだろう。の発想、「性悪篇」における「性」と「偽」の発想等々、すべてこていったのではなかろうか。「議兵論」における「戦略」と「戦術」を始めとする二分法あるいは『合二而一』の弁証法論理を生み出し

先王の道とは仁義礼楽の謂であった⁽²⁾。これに対し「法後王」という語に結実しているといえないだろうか。 先王の制定した道即ち礼、その一部分である法を正しく受け継ぎ、 法ではなく、現代の世相に最も合致している筈の後王の王の礼法に 法ではなく、現代の世相に最も合致している筈の後王の王の礼法に 法ではなく、現代の世相に最も合致している筈の後王の王の礼法に がる。荀子の弁証法的・史的唯物論の思考が「法先王・法後王」と いる。荀子の弁証法的・史的唯物論の思考が「法先王・法後王」と いう語に結実しているといえないだろうか。

三 「性悪説」をめぐって

うと思う。を闡明し、性悪篇のいくつかの文や用語に適用しつつ解明してみよ関係をなす。そこで、正名篇の第一節を逐条的に解釈する中で術語関係をなす。の正名篇第二十二と性悪篇第二十三は性説に関して相補

而自然、謂之性。⑤性之好悪善怒哀楽謂之情。⑥情然而心為之択、之在人者、生之所以然者、謂之性。④性之和所生、精合感応、不事物者、則従諸夏之成俗、曲期遠方異俗之郷、則因之而為通。③散名〔〕後王之成名。刑名従商、爵名従周、文明従礼。②散名之加於万〕

之偽。 謂之慮。 謂之能。 後王之成名也 謂之知。 ⑨正利而為、 12性傷、 知有所合、 7心慮而能為之動、 謂之病。 謂之能。四所以能之在人者、謂之能。能有所合、 謂之事。 節遇、 正義而為、謂之行。四所以知之在人者、 謂之偽。⑧慮積焉能習焉、 謂之命。 131是散名之在人者也。是 而後成、 謂

「後王之成名。後王がもろもろの事物につけられた名称を成就すの史的唯物論思考の反映であることは第一、二章で論述した。の史的唯物論思考の反映であることは第一、二章で論述した。「後王が名を成す」「王者が名を制す」という表現がそのまま荀子というタイトル自体が荀子の唯物論思想を凝縮したものであり、というをは、正名篇は荀子の思想の出発点であり終結点である。例えば「正名」正名篇は荀子の思想の出発点であり終結点である。

界性を感ずるといえば言いすぎになるだろうか。 という生硬な言い方をしなければならなかったところに、楊注の限 を謂う」と言う下文から察すると、上文は、後の王者にはできあがっ 旧名可法效者也。」である。「旧い名も手本にすることができること 似た表現であるが、実質は似て非なるものであることは前述した。 引き継いで完成させていくというのである。ここでの「後王」なり しており、 た名を素定することがあるという意味のようである。「素定」など 「王者」なりが、一見「神がことばを作り給うた」という「神」 さて、この文に対する楊倞注は、「後之王者有素定成就之名。謂 第二節冒頭の 先王が事物を弁別するために名を定め、 「故王者之制名 (王者が名を制定する)」と対をな 後王がそれらを に

称は殷代のものに、官爵の名称は周代のそれに、礼節威儀の名称は刑名従商、爵名従周、文名従礼。もろもろの名称のうち刑罰の名

周代の儀礼の用語を参考にし従う。

王になるわけだから。 当性のあったことを述べている(ユ)。相対的に言えば、商も夏の後いは許容範囲に入れてよいだろう。楊注も、むしろ殷の刑罰には妥より現実性のあるものを信用する理念に従うかぎり、この程度のズより現実性のあるものを信用する理念に従うかぎり、この程度のズに著の制、道は三代を過ぎず、法は後王に貳わず(儒効篇)」

けだ。 ここのキーワードであり、「約定俗成」の基本概念になっているわ 上ったものに従い、 をもたらさないようにしようという主張である。「成俗」 て、 本とするが、田舎の方言などと実体のズレを引き起さないようにし して一致させ、それによって円滑な意志疎通を図るようにする。 之而為通。万物につけられた個々の名称は、 普通名詞の類は、 2 即ち名と実のあくなき一致を追求して、正確な意思伝達に障害]散名之加於万物者、 諸夏つまり中国の風俗で使われているものを基 遠方の習俗を異にする地方ともこと細かに照合 則従諸夏之成俗、 曲期遠方異俗之郷、 中国の習俗の中で出来 「曲期」 則因 が

の精神が横たわっていることを忘れてはならないであろう。語に集約し代表させた。そして何よりもその根底には「名符其実」語子は名称の成立を時間的空間的観点から追求し「約定俗成」の

であるもの、それを性という。生之所以然者、謂之性。(人間の身体内に)自然発生しそのまま国散名之在人者、個々の名称で人間について付けられたもの。

堂々と開陳しているのである。 り人に善悪が生ず、又は、 性である)」と観念論形而上学そのものの解釈をしている。いきな 悪が生ずるのは、もとより必然の理がある。これは天に受ける所の より授かったものと、観念論者楊倞の頭で考えた楊倞風「性」論を 理によるものだと「理」なる観念を持ち出し、極めつきは性は「天」 楊注は「人生善悪、 故有必然之理、是所受於天之性也。(人に善 人が善悪を生み出すといい、それが必然

ていく上でのリード文としているのである。 するもの「散名之在人者」といって、これから「性」概念を説明し [於万物者] といい、ここでは、個々の名称で人間の身体内に存在、、、、 荀子は前条で、個々の名称が万物につけ加えられたもの「散名之

的に発生し人為はおろか何らの外的作用も加えられないでそのまま もとより、 としての発言なのである。つけ加えると、荀子の文章はその行論は いるものが多いのである。 状態にあるもの、 生之所以然者」とは、従って、人間の身体内にあって自然発生 文構造自体もこのように客観描写性の強い書き方をして と解さねばならない。「生之」とは存現文構造

4性之和所生、 しかし意識を介在させないで依然として自然のままの状態に の混合物質が生じ(ミョン、精感(スピリッツ)と合体し反応し それを性というのである。 精合感応、 不事而自然、 謂之性。その性の内部に

不使而自然(人の性は、混合した気が生じ、精感と合応し、 (事とすとは、 陰陽沖和気也(和とは、陰陽の合体した気である)。事、 勝手にする意)。 言人之性、 和気所生、

> 聞之物合也(精合とは、 也 恣意性を介在させず自然のままであるものを言う)。言其天性如此 なことをいう)。 に感ぜられて来応することをいう)。 (其の天性此くの如きを言うなり)。精合、謂若耳目之精霊与見 感応、 謂外物感心而来応也 耳目の精霊と見聞した物とが合体するよう (感応とは、 外物が心

悪喜怒哀楽等の「気」がまじり合い恰も陽電子となって、「精感」 くなるのである。 聞した物という「外物」を引き合いに出して説明しなければならな 部に持たないもの〟と捉えるから、 されて存在し、それ自体では運動せず、運動・変化の原因をその内 たる陰電子と互いに反応し合っている状態、つまり〝事物内部の矛 したように、あくまで架空の「性」という場で、下文に出ている好 という乱暴なことをやっている。「和所生、精合感応」とは右に訳 ここでも楊倞は楊式形而上学で荀子の「朴素」弁証法を裁断する 他方、形而上学は、『事物を、不変な、互いに個々別々に引き離 (変化・発展・運動形態)』として捉えなければならないのだ。 楊倞のように耳目の精霊とか見

盾

怒・哀・楽などとなるが、それが性の本質で、統括して称すれば「情 である。 体となっている物質 ⑤性之好・悪・喜・怒・哀・楽、 (気)、仮にそれに命名すれば、 謂之情。 自然発生したまま混然 好·悪·

形而上学の立場を露わにしている。 てではなく、 此六者、謂之情。」と「情」が「性」内部の矛盾運動の結果(wとし ここの楊注も、「人性感物之後(人性が外物と感応した後)、 外物との感応作用によって生じてくるという見地即ち

的性の には ある。 之就也。 提起し止揚 判断する、 は更に弁証法の と対置して行論される。 が 失」したものとみなして取りたてて論じないのであるが。② ちらかの語で表現するとすれば、いうまでもなく「善」なるもので して目で物を見る能力「明」と耳で物音を聞く能力「聰」を考えて 意すべきことは、 いているが、 合于善也。(性悪篇)」 いることである。「性」に即自的なこの「明」と「聰」は、 荀子は性悪篇の中で、「性」と「情」をほぼ同一概念語として用 「欲」との関連で行論される傾向があるのに対し、「性」 "君子"にもなるのである。 もっとも、 「偽」に『一分為二』して考察を進めるのであるが、 情者性之質也。 つまり否定的に捉え、もう一度それを否定した「偽」を 人之性悪、必将待聖王之治、 「善なるものへ」を図る)、荀子の面目躍如たるものが 両者のニュアンスの差はここに求められる。「性者天 『否定の否定の法則』が働いており(「性」を悪と 性論を展開していくにあたっては、これらは「喪 ①荀子は性の本質としての情の外に、 人間の性をいわば先天的性の「性」 欲者情之応也。(正名篇)」但し、その際に留 -かくして人間はたゆまぬ研鑚を積み、終 「故人知謹注錯、 礼義之化、 慎習俗、 然後皆出于治、 性の原質と 大積靡、 」と後天 は「偽」 そこに 善悪ど 情

という。ろへ「心」が働いて、どれかを択びとる行動をとる。これを「慮」ろへ「心」が働いて、どれかを択びとる行動をとる。これを「慮」の情然而心為之択、謂之慮。「情」がそのような状態であるとこ

則為君子矣。

(儒效篇)」

とのないものであるが、心が可否を選択して行動する。それを思慮揚注には、「情雖無極、心択可否而行、謂之慮也(情は極まるこ

のも観念論者の手の一つである。という)」とある。「無極」などという抽象語を使って人を眩惑する

する。これを「人為」という。
「①心慮而能為之動、謂之偽。心が思慮選択すると「能」が動作を

るのが「思慮と能動」である。て「自然」と「作為」の違いであり、そのきっかけ又は媒介役とな行動「偽」(後天的性)が発動する。「性」と「偽」の違いは、従っそこへ「心」と「能」の「慮」「動」が働きかけると、意識された先天的性「性」の自然状態「情」、その中味は気の混合体であった。

「人為」と呼ぶのである。がくり返されると、始めて行為が成就する。これを意識された行動の「過慮積焉、能習焉、而後成、謂之偽。思慮が積み重ねられ、能動

学至乎没而後止也(着実に長期にわたって学習を積み重ねて行けば、傷の多くの文章にみられるように、この論理が最大限に活用されて、儒效篇にいう「積靡」。人間は長期にわたって学習を積み重ねる(積微)こえている。例えば強国篇の「積微」。小事を積み重ねる(積微)こえの法則は『荀子』の中の到る処で運用され、論の展開に花を添この法則は『荀子』の中の到る処で運用され、論の展開に花を添

るに在り。」など。躍にては十歩なること能はざれども、駑馬も十駕するは、功舎かざこと無し。小流を積まざれば、以て江海と成ること無し。騏驥も一造詣も深くなる)。」「き歩(半歩)を積まざれば、以て千里に至る

た唯物論哲学者であったことを伺わせるものがあるのである。の法則』、それに中国独特の弁証法といわれる、『一分為二』と『合の法則』、『対立物の闘争と統一の法則』、『量から質への変化の否定の法則』、『対立物の闘争と統一の法則』、『量から質への変化を唯物論哲学者であったことを伺わせるものがあるのである。

例えば次の文を分析してみよう。

に到達できないことが分かる。

聖人が、と言い始めた途端、それは普通人と対称したいい方であい、且つそれは凡人でも辿りつける境地の人間で、聖王とか君子にり、且つそれは凡人でも辿りつける境地の人間で、聖王とか君子にの、正文ではないのだ。——というわけで、一語一語を定義に基いて解釈み出されるもので、一般人の先天的性によって生み出されるものない。 (心の発する) 思慮を積み重ね、偽故(能動的作為)をくり返し(習)、(質的変化を遂げて) 礼義を生み出し法度を起てる。してみると(人(質的変化を遂げて) 礼義を生み出し法度を起てる。してみると(例)、日つそれは凡人でも辿りつける境地の人間で、聖王とか君子にり、且つそれは凡人でも辿りつける境地の人間で、聖王とか君子にり、且つそれは凡人でも辿りつける境地の人間で、聖王とか君子にり、且つそれは凡人でも辿りである。

とに行動すること、それを「行(為)」という。を前提として営為すること、それを「事(為事)」という。正道のもョ正利而為、謂之事。正義而為、謂之行。正当な利益を得ること

世悪篇冒頭にいう。今、人の性、生れながらにして利を好むことあり、是に順ふ、故に争奪生じて辞譲亡ぶ。生れながらにして疾悪あり、是に順ふ、故に争奪生じて辞譲亡ぶ。生れながらにして疾悪で高め、是非善悪の判断のもとに(師法の化、礼儀の導きのもとに)、で高め、是非善悪の判断のもとに(師法の化、礼儀の導きのもとに)、で高め、是非善悪の判断のもとに(師法の化、礼儀の導きのもとに)、とに営為・行動することを「(為) 事」とか「行(為)」と呼ぶので高め、とに営為・行動することを「(為) 事」とか「行(為)」と呼ぶので高め、とに営為・行動することを「(為) 事」とか「行(為)」と呼ぶので高め、とに営為・行動することを「(為) 事」とか「行(為)」と呼ぶので高め、とに営為・行動することを「(為) 事」とか「行(為)」と呼ぶので高め、是非善悪の判断のもとに(語法の)。それを理性認識の場合にして対象がある。

は増加合成される、それを「智(識)」という。能力で人間に具わっているもの、それを「知(覚)」という。知覚の所以知之在人者、謂之知。知有所合、謂之智。事物を認知する

ければ後天的努力の施しようもなく、後天的努力がなければ人間の文飾条理が隆盛なものである。――先天的本性が(そのようで)なは、根本が原始的で材質は素朴なものである。(後天的努力) 偽はは、根本が原始的で材質は素朴なものである。(後天的努力) 偽はは、根本が原始のである。それを「能(力)」という。人間の(先天的) 性性者本始材朴也、偽者文理隆盛也。(礼論篇) 人間の(先天的) 性力に関係のである。(後天的努力) 偽は、根本が原始のである。――先天的本性が(そのよう)という。

本性は美しくなりようがない。性と偽が合体して始めて聖人たる名

かれている。『合二而一』『否定の否定の法則』『量から質への変化』の論理で貫文が端的に示すように、荀子の思考方式はすべからく『一分為二』が完成し、天下一統の功業もここに成就するのである。と続くこのが完成し、天下一統の功業もここに成就するのである。と続くこの

る。 にまで止揚されていくのである。形式論理的にいえば、性と偽〔二〕 そのような場が積み重なり ような手段を講ずれば矯正(再否定)できるかを考えねばならない。 ものである。だから、逆にそれらを否定的に「悪」と認定し、どの の結果は「必ず争奪に出で、犯分乱理に合して暴に帰す(性悪篇)」 えずに自然のままに放任すればよいということになる。ところがそ かりにそれらを肯定的に「善」と認定すれば、当然何らの規制も加 が合して聖人〔一〕となり、天下が統〔一〕されるというわけであ (礼論篇)」とも言っている。 人間の本性本能、 荀子は「天地合而万物生、 になり「能」は「能」(『に発展成長して、終には聖人の境地 それはいわば原始的知であり原始的能であ (積)、くり返される(習)と、「知」は 陰陽接而変化起、性偽合而天下治。 る。

た「時」に出会うこと、それを「(運)命」という。力、仕事ぶり、行動力などの総合化されたもの)が、己れに見合っれが「病(気)」である。一人の人間が身につけた「節」(智識、能回)性傷、謂之病。節遇、謂之命。本性が障害を受けた状態。そ

よるものでなく、あくまでその個人の能力や身体状況に相応しい形たるものは明君に重用されることであるが)、個人的願望や偶然にた名称になりうるのか考えてみると、荀子は人間の運命も(その最「病」はまだしも、「命」がなぜここで人間(の身体)に具わっ

命論との間には、これほどの径庭が横たわっているのである。 るのはリアルに自己の力量を見据える目(そういう意味で **節** るのはリアルに自己の力量を見据える目(そういう意味で **節** がかりなのである。自己の能力不足を棚の語を使っているのではないか)なのである。自己の能力不足を棚の語を使っているのではないか)なのである。自己の能力不足を棚のいたでである。自己の能力不足を棚のいたである。

していると言わざるを得ない。して孔子流天命論観を脱却できない自己の陋固ぶりを端なくも露呈なる者は天の命ずる所の如く然り。」と注するに至っては、依然とと注しているのは当らずと雖も遠からざる解釈であるが、続けて「命また、楊倞が、「節とは時なり。時に当りて遇ふ所、之を命と謂ふ。」

ていくものである。いるいくつかの名称である。これは後王がその名称として完成させいるいくつかの名称である。これは後王がその名称として完成させ。是散名之在人者也。是後王之成名也。これが人間につけられて

「同異」して解すればよいか、今、筆者の能力を超える。 りょうの典型的な例といえようか。国の「素定成就」とどのようにない」とでも訳せばよいだろうか。国の「素定成就」とどのようである。「後王可因襲成就素定之名也。」――「後王は前人のやり方を踏みがようの典型的な例といえようか。第一節冒頭と全く同じ文で、ありようの典型的な例といえようか。第一節冒頭と全く同じ文で、ありようの典型的な例といえようか。第一節冒頭と全く同じ文で、

おわりに

思想を象徴するのである。
思想を象徴するのである。
思想を象徴するのである。
思想を象徴するのである。
思想を象徴するのである。
思想を象徴するのである。
という彼の唯物論の思考を意味の違いが、端なくも両者の両極端のに対し、「正名」が観念論が思考の所産であるのに対し、荀子のそれは「名を正す」と読んだとしても、名が「約定俗成」して出来上るという彼の唯物論の思考をは「正当な名称」という意味で、「正名」という語の読みと意味の違いが、端なくも両者の両極端の思想を象徴するのである。

王」「後王」の発想を跡付けた。われる韓非の歴史観を基に、逆照射する形で荀子の発展史観や「先子の史的唯物論思考を究明した。荀子の学統を受け継いでいると思第二章は、「先王」と「後王」の語を抽出することによって、荀

子百家思想の集大成者としての最大の功績となっていると言えるだ的統一の思考こそ、荀子哲学の最大の特徴であり、同時にそれは諸

ろう。

うことを究明したものである。勝れて弁証法的分析手段によってしかその真意に辿りつけないとい第三章は、秀れた弁証法的・史的唯物論の所産である『荀子』は、

観点から「誤」解している楊倞注を一例として闡明した。第一節を弁証法の観点から解釈し直すなかで、観念論的形而上学のなかったであろうか。『荀子』思想の核心とも言える正名篇、その新的な荀子の思想を伝統的保守思想で解釈し事足れりとした憾みが従来、恰も新鮮な大魚を使い古された鈍刀で料理するが如く、革

を付け加えてしめくくりとしたい。とは完するなかで螺旋状に発展するよう念じてやまないでいることとと思われる。多くの先達のご指教を乞うと共に、筆者自身、『荀子』が、もとより浅学非才の身、知識不足や考え違いが散在しているこが、もとより浅学非才の身、知識不足や考え違いが散在しているこの学の筆者にとって、『荀子』論第二弾の本論はまだほんのその

- 2. 1. 『荀子論稿』郭志坤著 上海三联書店刊二十一ページ
- 『新約聖書』ヨハネ伝第一章
- 3. ち、三聖者(禹・周公・孔子)に承がんと欲す。 我も亦人心を正し、邪説を息め、詖行(曲った行為)を距ぎ、 淫辞を放

16

- 孟子曰、我先攻其邪心。(大略篇)
- 4. まわりくどくて現実離れしている、つまりは観念論であるということに なろうか。
- 5 「約定俗成」は現代の文字改革運動の基本理念にもなっている。
- 故好書者衆矣、而倉頡独傅者壹也。

6.

- 7. 二節前半に「乱正名」が三出する。また一節後半に「正利而為、 分かる。 熟語の「正」が愈注にもある通り「正、正当也」と解して正しいことが 行(正義のもとで動く、これを行なうという)」とあり、「正〇」という (正当な利益のもとに動く、これをはたらくという)」「正義而為、謂之 謂之事
- 8. 有物混成、先天地生、寂兮寥兮、独立而不改、周行而不殆、可以為天下 母、吾不知其名、字之曰道。(『老子』第二十五章)

夫道、有情有信、無為無形、可傳而不可受、可行而不可見。自本自根、 (『荘子』大宗師)

夫物芸芸、各復帰其根、帰根曰静。是謂復命。(『老子』十六章) 未有天地、自古以固存、神鬼神帝、生天生地。

9

10

法を行きわたらせば、国は一定不変の姿を保つことができる) (君道篇) 至道大形。隆礼至法、則国有常。 常」は 「天行有常」の「常」の如く、常行の道の意。(『荀子』上、藤 (至極の道の大まかな姿。礼を尊重し

故百王之法不同、若是所帰省一也。(玉霸篇)

明治書院三五六ページ)

- 11 他に「聖人・君子」は個人としての観点からの謂であるが、大きくは「先 王・聖王」と括って考えてよいであろう。
- 12 故曰、仁義礼楽、其致一也。……(仁・義・礼)三者皆通、 然後道也。
- 13 吾孰法焉。故曰、 故人道莫不有辨、辨莫大於分、分莫大於礼、礼莫大於聖王。聖王有百、 文久而息、節族久而絶。守法教之有司、 極礼而褫。

- 15 14 商之刑法未聞。康誥曰、「殷罰有倫」、是亦言殷刑之允当也。爵名従周、 謂五等諸候及三百六十官也。文名、謂節文、威儀。礼、即周之儀礼也。
- 論篇)」の言い方に表わされるように、基本的には「二つのものが合体 数のものが混然一体となる」こと。一方、「合」は、「天地合而万物生(礼 「和」は、「万物各得其和以生(天論篇)」という表現が示すように、「複 する」ことである。
- 天職既立、天功既成、形具而神生、好悪喜怒哀楽蔵焉、夫是之謂天情 れを「天情」という。) と人の精神活動が生じ、好悪喜怒哀楽の〔情〕は焉に蔵されている。そ 論篇)。(……自然変化の結果として人の形体が形成され、形体が具わる 줒
- 知→智と同じような字があればよいのだが、とりあえず能→能としてみ

17

参考文献

『荀子新探」寥名春著 文津出版社

『孔孟荀之比較』中国孔子基金会編 中国和平出版社 社会科学文献出版社

『荀子の世界』村瀬裕也著 日中出版

『中国儒法闘争史話』広西師範学院編 広西人民出版社

『荀子』上・下 藤井専英著 明治書院

『唯物弁証法的問題』北京大学哲学系編

人民出版社

『荀子・韓非子』片倉望 西川靖二 角川書店

『荀子』杉本達夫訳 徳間書店

『荀子集解』上・下 王先謙撰 中華書局

『論語・孟子・荀子・礼記』中国古典文学大系 平凡社